

東日本大震災等の影響を受け、経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要であって、一定の条件を満たす中小企業者を対象に、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）（注）が低利融資を行います。

制度の概要

拡充※¹

対象者：経済の構造的変化に適応するために海外展開を行い、かつ、本邦内に本社が存続する中小企業者

対象資金：設備資金及び長期運転資金

貸付限度額：（中小）7.2億円（運転資金は貸付限度の範囲内で2.5億円）
（国民）7,200万円（運転資金は4,800万円）

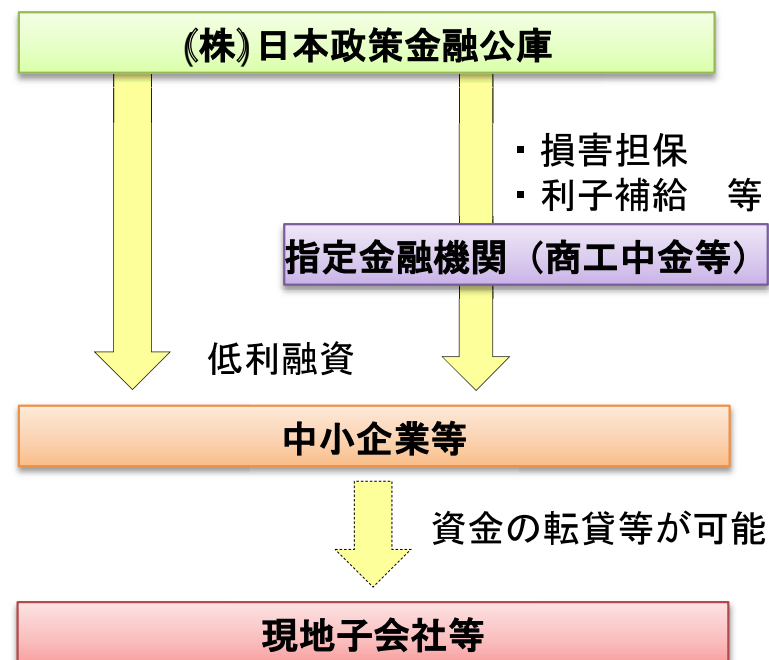
貸付期間：設備資金15年以内、長期運転資金7年以内

貸付金利：適用金利※²－0.5%（貸付後3年間）

※¹ 国民生活事業は、今回、新たに本資金を新設。

※² 中小企業事業は一定の要件を満たした場合、特別利率②（基準利率－0.65%）が適用可能。

事業スキーム



（注）商工中金の危機対応業務（中小企業向け）は、中小事業と同様の内容で実施。